

平成21年4月1日
熊 本 県

熊本県あんしん賃貸支援事業実施要領

目次

第1章 総則（第1条—第9条）

- 第1条 目的
- 第2条 用語の定義
- 第3条 事業の内容
- 第4条 事業の対象
- 第5条 県の役割
- 第6条 市町村の役割
- 第7条 団体支部等の役割
- 第8条 協力店の役割
- 第9条 支援団体の役割
- 第10条 高齢者円滑入居賃貸住宅の指定登録機関の活用

第2章 あんしん賃貸住宅の登録（第11条—第17条）

- 第11条 登録の申請
- 第12条 登録の拒否
- 第13条 変更の登録
- 第14条 登録の取消し
- 第15条 登録の消除
- 第16条 あんしん賃貸住宅の賃貸人
- 第17条 あんしん賃貸住宅の表示等

第3章 あんしん賃貸住宅協力店（第18条—第26条）

- 第18条 団体支部等
- 第19条 協力店の登録
- 第20条 登録の拒否
- 第21条 変更の登録
- 第22条 協力店の業務
- 第23条 登録の取消し
- 第24条 登録の消除
- 第25条 団体支部等に参加していない者の協力店の登録等
- 第26条 協力店の表示等

第4章 居住支援（第27条—第35条）

第 27 条 市町村と支援団体の協定

第 28 条 支援団体の登録

第 29 条 登録の拒否

第 30 条 変更の登録

第 31 条 支援団体の業務

第 32 条 登録の取消し

第 33 条 登録の消除

第 34 条 地域センター

第 35 条 行政による支援サービス

第 5 章 情報の提供（第 36 条—第 37 条）

第 36 条 協力店情報及び支援情報の入力

第 37 条 公開情報の活用

第 6 章 雑則（第 38 条—第 40 条）

第 38 条 秘密保持義務及び個人情報の保護

第 39 条 熊本県あんしん賃貸支援事業協議会

第 40 条 要領の改正

附 則

施行期日

附 則

施行期日

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、熊本県内における民間賃貸住宅の市場において、高齢者世帯、障がい者世帯、外国人世帯及び子育て世帯並びに賃貸人の双方の不安を解消するための仕組みを構築して民間賃貸住宅市場の環境整備を図り、これらの世帯の円滑入居と安定した賃借関係の構築を支援することを目的として実施する熊本県あんしん賃貸支援事業（以下「本事業」という。）に関し、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者等 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 高齢者世帯（単身の高齢者又は高齢者がいる世帯）
 - イ 障がい者世帯（単身の障がい者又は障がい者がいる世帯）
 - ウ 外国人世帯（単身の外国人又は外国人がいる世帯）
 - エ 子育て世帯（小さい子どもがいる世帯又はひとり親世帯）
- (2) あんしん賃貸住宅 高齢者等を受け入れることとしている民間賃貸住宅をいう。
- (3) 協力店 本事業の趣旨に賛同し、あんしん賃貸住宅の登録の促進や当該住宅に係る仲介業務を行う事業者をいう。
- (4) 支援団体 本事業の趣旨に賛同し、あんしん賃貸住宅で受け入れることとする高齢者等及びあんしん賃貸住宅の賃貸人に対して居住支援を行う民間の団体をいう。
- (5) 団体支部等 不動産関係事業者団体（（財）日本賃貸住宅管理協会、（社）全国宅地建物取引業協会連合会及び（社）全日本不動産協会）の熊本県支部等である（財）日本賃貸住宅管理協会熊本県支部、（社）熊本県宅地建物取引業協会連合会及び（社）全日本不動産協会熊本県本部をいう。
- (6) 実施主体 県、市町村、協力店、支援団体及び関係法人等をいう。
- (7) 地域センター 本事業を効率的かつ効果的に推進するために、地域における相談対応・情報提供等を総合的に支援する機関として、県又は市町村が指定したものをいう。

(事業の内容)

第3条 第1条の目的を達成するため、あんしん賃貸住宅、協力店及び支援団体に係る登録制度を設け、あんしん賃貸住宅の賃貸人及び入居希望者双方に対して、実施主体が連携して居住支援を行うとともに、登録情報の提供等を行う。

(事業の対象)

第4条 あんしん賃貸住宅は、第2条第1号に掲げる高齢者等の類型のうち1以上を受け入れることとして、その類型ごとに県に登録されたものとする。

2 あんしん賃貸住宅で受け入れることとする高齢者等は、第2条第1号のいずれかに該当するもののうち、家賃等を適正に支払い、地域社会の中で自立した日常生活を営むことができる者（居住支援を受けることによって自立することが可能となる者を含む。以下「事業対象者」という。）に限る。

3 あんしん賃貸住宅には、高齢者等以外の者が入居することを妨げない。

(県の役割)

第5条 県は、あんしん賃貸住宅、協力店及び支援団体の登録の事務を行うとともに、各種登録情報の管理及び本事業に係る各種情報の提供を行うほか、市町村、団体支部等及び協力店と連携して、本事業の推進を図っていくこととする。

(市町村の役割)

第6条 市町村は、本事業に係る各種情報の提供を行うほか、県、協力店及び支援団体と連携して、本事業の推進を図っていくこととする。

(団体支部等の役割)

第7条 団体支部等は、次の各号に掲げる事項のために必要な活動を行う。

(1) 会員企業等に対する本事業の趣旨の周知及び協力の呼びかけ

(2) 会員企業等が行っている事業対象者への支援活動等に係る情報の収集及び提供

(協力店の役割)

第8条 協力店は、媒介契約を締結した賃貸住宅の賃貸人に対して事業の趣旨等への理解を求め、あんしん賃貸住宅の登録促進に努めるとともに、あんしん賃貸住宅の賃貸人に対して事業対象者の円滑な入居に関する助言を行うこと等により、すべての事業対象者の入居の円滑化に努めることとする。

(支援団体の役割)

第9条 支援団体は、事業対象者及びあんしん賃貸住宅の賃貸人に対する居住支援の活動を通じて、事業対象者の入居の円滑化及び居住の安定の確保を支援することとする。

(高齢者円滑入居賃貸住宅の指定登録機関の活用)

第10条 県は、高齢者円滑入居賃貸住宅の指定登録機関を、以下に掲げる事項に係る事務の全部又は一部（以下「代行事務」という。）を行わせる機関（以下「代行機関」という。）とすることができる。

- (1) あんしん賃貸住宅の登録
- (2) 協力店の登録
- (3) 支援団体の登録
- (4) その他県と代行機関が定める事務

2 指定登録機関以外の団体を代行機関とすることはできない。

3 県は、代行機関に事務を行わせるときは、代行機関の名称及び住所並びに代行事務の範囲を公表することとする。

4 県が第1項の規定により代行事務を代行機関に行わせる場合は、以下の規定の該当する部分において、県を代行機関と読み替えることとする。

第2章 あんしん賃貸住宅の登録

(登録の申請)

第11条 あんしん賃貸住宅の登録を行おうとする賃貸人（賃貸人になろうとする者を含む。以下この章において同じ。）又は協力店は、当該賃貸住宅を構成する建築物ごとに、別記様式1-1又は別記様式1-2の熊本県あんしん賃貸住宅登録申請書（以下「住宅申請書」という。）を県に提出することとする。

2 協力店が前項の申請を行う場合は、あらかじめ賃貸人の了解を得ることとする。

3 第1項の申請を受けた県は、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を、あんしん賃貸住宅登録簿に登録しなければならない。

- (1) 賃貸人の氏名又は名称及び住所
- (2) 賃貸住宅の位置、構造・階数及び建設年月
- (3) 賃貸住宅の規模、戸数その他の概要
- (4) 賃貸住宅のバリアフリーの状況

- (5) 入居開始時期（賃貸住宅の用に供する前の物件に限る。）
- (6) 受け入れることとしている高齢者等の類型
- (7) 連絡先
- (8) 登録年月日及び登録番号

4 県は、前項の登録をしたときは、その旨を、住宅申請書に記載された賃貸人及び協力店に速やかに通知することとする。

(登録の拒否)

第12条 県は、前条第1項の申請に係る住宅の賃貸人が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、同条第3項の登録を拒否しなければならない。

- (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
- (2) 第14条第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して1年を経過しない者
- (3) 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前2号のいずれかに該当するもの
- (4) 法人であって、その役員のうち第1号又は第2号のいずれかに該当する者があるもの

2 県は、前項の規定により登録の拒否をしたときは、その旨を、住宅申請書に記載された賃貸人及び協力店に速やかに通知することとする。

(変更の登録)

第13条 あんしん賃貸住宅の賃貸人又は協力店は、当該賃貸住宅の登録内容に変更が生じたときは、遅滞なく、県に変更登録の申請を行うこととする。

- 2 協力店が前項の申請を行う場合は、あらかじめ賃貸人の了解を得ることとする。
- 3 第1項の変更登録の申請を行った賃貸人は、遅滞なく、当該物件に係る協力店に変更内容を通知することとする。
- 4 第1項の規定による変更登録の申請は、変更した事項に係る部分を記載した住宅申請書を県に提出することによって行うこととする。
- 5 第11条第3項の規定は、第1項の規定による申請があった場合に準用する。

(登録の取消し)

第14条 県は、あんしん賃貸住宅の賃貸人が第12条第1項第1号、第3号及び第4号のいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取り消さなければならない。

- 2 県は、あんしん賃貸住宅の賃貸人が次の各号のいずれかに該当するときは、あんしん賃貸住宅の登録を取り消すこととする。
 - (1) 第16条第1項の規定に違反したとき
 - (2) あんしん賃貸住宅の登録の内容に虚偽の事実があり、故意又は重過失が認められるとき
- 3 県は、あんしん賃貸住宅の登録の内容に虚偽の事実があったとき（前項第2号に該当する場合を除く。）、又は第13条の規定による変更登録がなされなかったときは、賃貸人に訂正の意思がないことを確認した上で、当該あんしん賃貸住宅の登録を取り消すことができる。
- 4 第12条第2項の規定は、県が前3項の規定による取消しをした場合に準用する。

（登録の消除）

- 第15条** 県は、次の各号のいずれかに該当するときは、あんしん賃貸住宅の登録を消除しなければならない。
- (1) あんしん賃貸住宅の賃貸人から登録消除の申請があったとき。
 - (2) 第11条第1項の申請者が協力店である場合で、当該協力店から登録消除の申請があったとき。
 - (3) 前条第1項から第3項までの規定により登録が取り消されたとき。
- 2 前項第1号及び第2号の登録消除の申請は、あんしん賃貸住宅の賃貸人又は協力店が県に別記様式4（熊本県あんしん賃貸支援事業に係る登録事項消除申請書。以下「消除申請書」という。）を提出することによって行うこととする。
 - 3 前項の登録消除の申請を行った賃貸人は、直ちに当該物件に係る協力店に通知することとする。
 - 4 第11条第2項の規定は、第2項の規定による申請をする場合に準用する。

（あんしん賃貸住宅の賃貸人）

- 第16条** あんしん賃貸住宅の賃貸人は、当該住宅への入居を希望する者が当該住宅の登録に係る高齢者等の類型に該当する事業対象者であるときは、当該類型の高齢者等であることを理由に入居を拒み、又は賃料や住宅の使用方法等の賃貸の条件を著しく不当なものとしてはならない。
- 2 賃貸人は、必要に応じて、直接又は協力店を通じて、県、市町村、支援団体等の意見を聴くことができる。
 - 3 賃貸人は、あんしん賃貸住宅への入居を希望する高齢者等が県、市町村、支援

団体等の意見により事業対象者として適当でないとされたときは、直接又は協力店を通じて、当該高齢者等に対し、県又は市町村への相談を勧めることができる。

(あんしん賃貸住宅の表示等)

第17条 あんしん賃貸住宅の賃貸人は、あんしん賃貸住宅であることが判別できる標識等を、当該住宅の公衆の見やすい場所に掲示することができる。

第3章 あんしん賃貸住宅協力店

(団体支部等)

第18条 団体支部等は、県の依頼を受け、協力店の登録申請をとりまとめて県に提出するとともに、協力店登録の勧誘及び地域における支援体制の構築において県と連携し、事業対象者の円滑入居と居住の安定の確保に協力することとする。

2 前項に規定する事項を円滑に実施するため、県と団体支部等は、必要に応じて、協力店の登録の手続きの詳細について協定を締結することとする。

(協力店の登録)

第19条 協力店として本事業に参加しようとする者（第25条の規定により申請する者を除く。第3項を除く本条において同じ。）は、別記様式2-1の熊本県あんしん賃貸住宅協力店登録申請書（新規登録）（以下「協力店申請書」という。）を団体支部等を経由して、店舗ごとに、県に提出することとする。

2 団体支部等は、協力店申請書の内容に虚偽の記載等があると認められ、又は申請者が次の各号のいずれかに該当することを確認した場合を除き、遅滞なく当該申請書を県に提出することとする。

(1) 宅地建物取引業法の免許を取得していないこと

(2) 宅地建物取引業法に基づく免許取消し処分を受けていること

(3) 宅地建物取引業法に基づく業務停止処分を受けており、当該業務停止の期間に申請を行っていること

3 申請を受けた県は、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を、あんしん賃貸住宅協力店登録簿に登録しなければならない。

(1) 協力店の名称及び住所

(2) 協力店の宅地建物取引業免許証番号

(3) 協力店が所属する団体支部等の名称

(4) 登録年月日及び登録番号

- 4 県は、前項の登録をしたときは、その旨を、協力店申請書を經由した団体支部等を通じて、第1項の申請者に速やかに通知することとする。
- 5 協力店申請書を經由する団体支部等は、県に対し、当該協力店申請書の内容について補足的な意見を述べることができる。

(登録の拒否)

第20条 県は、登録の申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるときには、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 前条第2項各号のいずれかに該当する者
- (2) 第23条第2項の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して1年を経過しない者
- (3) その他、県が別に基準を定めたときは、その基準に合致しない者

- 2 県は、前項の規定により登録の拒否をしたときは、その旨を、申請書を經由した団体支部等を通じて、申請者に速やかに通知することとする

(変更の登録)

第21条 協力店は、登録内容に変更が生じたときは、遅滞なく、県に変更登録の申請を行うこととする。

- 2 前項の規定による変更登録の申請は、協力店が別記様式2-2の熊本県あんしん賃貸住宅協力店登録申請書(変更登録)を団体支部等を經由して県に提出することによって行うこととする。
- 3 第19条第3項及び第4項の規定は、前2項による申請があった場合に準用する。

(協力店の業務)

第22条 協力店は、事業対象者から媒介の依頼を受けたときは、高齢者等であることを理由に媒介を拒否し、又は媒介の条件等を著しく不当なものとしてはならない。

- 2 協力店は、事業対象者となりうる高齢者等から媒介の依頼を受けたときは、必要に応じて県、市町村、支援団体等の意見を聴き、又は支援団体等の同伴を当該高齢者等に求めることができる。
- 3 協力店は、事業対象者が賃貸住宅への入居を求めるときは、円滑な入居に関する助言等を行うとともに、あんしん賃貸住宅への入居の斡旋等を行い、必要に応じて支援団体等と連携して、事業対象者が当該賃貸住宅に円滑に入居できるよう

努めることとする。

- 4 協力店は、入居を希望する高齢者等が県、市町村、支援団体等の意見により事業対象者として適当でないとき、当該高齢者等に対し、地方公共団体への相談を勧めることとする。
- 5 協力店は、事業対象者があんしん賃貸住宅以外の賃貸住宅に入居することが可能となったとき、又は、すでに高齢者等が居住している民間賃貸住宅の賃貸人若しくは当該高齢者等から本事業の支援を受けたい旨の申し出を受けたときは、当該民間賃貸住宅をあんしん賃貸住宅として登録するよう賃貸人に勧めることとする。

(登録の取消し)

- 第23条** 県は、協力店が第20条第1項第1号及び第3号のいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取り消さなければならない。
- 2 県は、協力店が次の各号のいずれかに該当するときは、協力店の登録を取り消すこととする。
 - (1) 前条第1項の規定に違反したとき
 - (2) 協力店の登録の内容に虚偽の事実があり、故意又は重過失が認められるとき
 - 3 県は、登録された協力店の登録内容に虚偽の事実があったとき（前項第2号に該当する場合を除く。）又は第21条の規定に基づく変更登録がなされなかったときは、協力店に訂正の意志がないことを確認したうえで、協力店の登録を取り消すことができる。
 - 4 第20条第2項の規定は、県が前3項の規定による取消しをした場合に準用する。

(登録の消除)

- 第24条** 県は、次の各号のいずれかに該当するときは、協力店の登録を消除しなければならない。
- (1) 協力店から登録消除の申請があったとき
 - (2) 前条第1項から第3項までの規定により登録が取り消されたとき
- 2 前項第1号の登録消除の申請は、協力店が、団体支部等を経由して県に消除申請書を提出することによって行うこととする。

(団体支部等に加入していない者の協力店の登録)

第25条 団体支部等に参加していない事業者による協力店の登録の申請は、あらかじめ、申請者（一の事業者の複数の店舗が登録の申請を行おうとする場合には、それらの店舗を代表できる本社若しくは支社。以下「代表店舗」という。）が本事業に賛同し協力する旨の誓約を県に対して行ったうえで、県に協力店申請書を、店舗ごとに提出することによって行うこととする。

2 前項の規定により登録された協力店が変更登録若しくは登録の削除の申請を行う場合には、直接（代表店舗がある場合には代表店舗を通じて）、県に申請することとし、登録、登録拒否、変更登録及び登録の取消しの通知は、県が協力店に直接（代表店舗がある場合には代表店舗を通じて）行うこととする。

3 前2項の規定は、同一事業者が複数の店舗の登録を行おうとする場合には、それらの店舗を代表できる本社若しくは支社を通じて行うものとする。

（協力店の表示）

第26条 協力店は、協力店であることが判別できる標識等を、店舗の公衆の見やすい場所に掲示することができる。

第4章 居住支援

（市町村と支援団体の協定）

第27条 支援団体として県に登録しようとする者は、原則として、市町村との間で支援内容等についての協定（以下「支援協定」という。）を締結しなければならない。

2 市町村は、活動内容と本事業の趣旨との整合、活動実績等を勘案したうえで、支援団体として適格であると思われる団体を選定し、支援協定を締結することとする。

3 市町村及び支援団体は、支援協定において、支援しようとする事業対象者を明らかにするとともに、支援の内容を以下の各号に掲げる類型に分類したうえで明らかにすることとする。

（1） 契約手続きの立会

（2） 通訳派遣

（3） 生活ルール・市場慣行等についての説明

（4） 前3号に掲げる支援以外で、事業対象者の民間賃貸住宅への入居の円滑化のために行う支援

（5） 入居後の電話相談

- (6) トラブル等の際の対応
 - (7) 状況観察・医療機関等との連絡等
 - (8) 緊急時の対応
 - (9) 第5号から前号までに掲げる支援以外で、事業対象者の民間賃貸住宅における居住の安定の確保のために行う支援
- 4 市町村及び支援団体は、両者の合意により支援協定の解除又は内容の変更を行うことができる。
- 5 市町村は、支援団体が支援協定の内容に違反して事業対象者又はあんしん賃貸住宅の賃貸人に対する支援を適切に行わないときは、支援協定を解除することとする。
- 6 市町村は、支援団体との支援協定に変更が生じた場合又は支援協定を解除した場合（前項によるものを含む。）には、遅滞なく県にその旨を報告することとする。

（支援団体の登録）

- 第28条** 支援団体として本事業に参加しようとする者は、市町村と締結した支援協定の写しを添えて、別記様式3—1の熊本県あんしん賃貸支援団体登録申請書（新規登録）（以下「支援団体申請書」という。）を県に提出することとする。
- 2 前項の申請を受けた県は、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を、あんしん賃貸支援団体登録簿に登録しなければならない。
- (1) 支援団体の名称及び団体種別並びに住所
 - (2) 支援の対象者
 - (3) 支援を行う区域の市町村名
 - (4) 支援の内容
 - (5) 登録年月日及び登録番号
- 3 県は、支援団体申請書の内容について、必要に応じて当該支援団体と協定を締結した市町村の意見を聴くこととする。
- 4 県は、第2項の登録をしたときは、その旨を第1項の申請者及び関係市町村に速やかに通知することとする。

（登録の拒否）

- 第29条** 県は、前条第1項の申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるときには、その登録を拒否しなければならない。
- (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

- (2) 第32条第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して1年を経過しない者
- (3) 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前2号のいずれかに該当するもの
- (4) 法人であって、その役員のうち第1号又は第2号のいずれかに該当する者があるもの

五 法人である支援団体が第32条第2項の規定により登録を取り消された場合において、その取消しの日に支援団体の役員等であった者でその取消しの日から1年を経過しないもの

2 県は、前項の規定により登録の拒否をしたときは、その旨を、申請者に速やかに通知することとする。

(変更の登録)

第30条 支援団体は、登録内容に変更が生じたときは、遅滞なく、県に変更登録の申請を行うこととする。

2 前項の規定による変更登録の申請は、県に別記様式3-2の熊本県あんしん賃貸支援団体登録申請書(変更登録)を提出することによって行うこととする。

3 第28条第2項から第4項までの規定は、前2項による申請があった場合に準用する。

(支援団体の業務)

第31条 支援団体は、あんしん賃貸住宅に入居する事業対象者及びあんしん賃貸住宅の賃貸人に対し、市町村と締結した支援協定等に基づいて支援を実施することとする。

2 支援団体は、事業対象者の需要に適合する民間賃貸住宅があんしん賃貸住宅として登録されていないときは、協力店と連携して当該賃貸住宅の賃貸人への説明等を行い、当該事業対象者の入居の円滑化に協力することとし、当該賃貸住宅への入居が可能となったときは、当該賃貸住宅をあんしん賃貸住宅として登録するよう、協力店とともに当該賃貸人に勧めることとする。

3 支援団体は、民間賃貸住宅への入居を希望する高齢者等が事業対象者として適当であると直ちに判断できないときは、必要に応じて専門家の意見を聴き、又は専門家の同伴を当該高齢者等に求めることができることとする。そのうえで、事業対象者として適当でないとされたときは、当該高齢者等に対し、県又は市町村への相談等を勧めることとする。

- 4 前項の規定は、協力店が第22条第2項の規定に基づき支援団体に意見を聴いたときに準用する。

(登録の取消し)

第32条 県は、支援団体が第29条第1項第1号、第3号及び第4号のいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取り消さなければならない。

- 2 県は、市町村が第27条第5項の規定により支援団体との支援協定を解除したとき、又は支援団体の登録の内容に虚偽の事実があり、故意若しくは重過失が認められるときは、その登録を取り消すこととする。
- 3 県は、支援団体の登録内容に虚偽の事実があったとき（前項の規定に該当するものを除く）、又は第30条の規定に基づく変更登録がなされなかったときは、支援団体に訂正の意志がないことを確認したうえで、支援団体の登録を取り消すことができる。
- 4 第29条第2項の規定は、県が前3項の規定による取消しをした場合に準用する。

(登録の消除)

第33条 県は、次の各号のいずれかに該当するときは、支援団体の登録を消除しなければならない。

- (1) 支援団体から登録消除の申請があったとき
- (2) 前条第1項から第3項の規定により登録が取り消されたとき
- 2 前項第1号の登録消除の申請は、支援団体が県に別記様式4の熊本県あんしん貸貸支援事業に係る登録消除申請書を提出することによって行うこととする。

(地域センター)

第34条 県は、県を単位とする地域センターを1機関指定することができる。

- 2 市町村は、前項の規定により県が指定した地域センター以外に、管内に1機関、当該市町村を単位とする地域センターを指定することができる。
- 3 地域センターは、地域における活動であって、次の各号に掲げる事項を行うこととする。
 - (1) 実施主体、貸貸人又は事業対象者等からの相談への対応
 - (2) 実施主体間の連絡・調整
 - (3) 協力店及び支援団体に対する研修及び講習会等の実施
 - (4) 本事業の実施に係る各種情報の集積及び提供

(5) その他本事業の円滑な実施のために行う活動

4 県又は市町村は、地域センターの指定にあたり、国土交通省に必要な助言等を求めることができる。

(行政による支援サービス)

第35条 県及び市町村は、国並びに県及び市町村自らの住宅施策及び福祉施策等で、本事業と組み合わせること等により施策効果をもたらすと思われるものを掌握し、事業対象者の入居の円滑化及び居住の安定の確保のために活用することとする。

2 県又は市町村は、その福祉施策の実施のため居住サポート事業者等の団体（以下「居住サポート事業者等」という。）に委託等を行った居住支援活動を、事業対象者の入居の円滑化及び居住の安定の確保のために活用することとする。

ただし、委託等の契約に定められた業務以外の支援活動を活用する場合は、支援協定を締結することとする。

第5章 情報の提供

(協力店情報及び支援情報の入力)

第36条 県は、県のHPにあんしん賃貸住宅、協力店及び支援団体等に関する登録、変更登録、登録の取消し及び登録の削除に係る情報を入力することとする。

2 県は、第34条の規定に基づいて指定を行った地域センターに係る情報及び第35条の規定に基づいて活用しようとする住宅施策及び福祉施策等で県、市町村又は居住サポート事業者等が実施しているものに係る情報を、県のHPに入力することとする。

(公開情報の活用)

第37条 本事業のすべての実施主体は、県のHPに掲載された情報を窓口に備え付ける等により、適宜提供することができる。

第6章 雑則

(秘密保持義務及び個人情報の保護)

第38条 本事業の全ての実施主体（その者が法人である場合にあってはその役員。）及びその職員並びにこれらの者であった者は、本事業の実施によって知り

得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

- 2 本事業の全ての実施主体は、本事業を実施するうえで、事業対象者の個人情報を用いる場合は当該事業対象者の同意を、事業対象者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(熊本県あんしん賃貸支援事業協議会)

第39条 県は、実施主体の機動的な連携による本事業の円滑な実施を図るとともに、仕組みの構築、改善等を図るため、県、市町村、協力店、支援団体及び関係法人からなる「熊本県あんしん賃貸支援事業協議会」（以下「地域協議会」という。）を設置することができる。

- 2 県は、地域協議会を設置したときは、その円滑な運用のために、効率的な意見集約及び情報提供等に係る仕組みの整備に努めることとする。
- 3 県は、必要に応じて構成メンバー以外の者から意見を聴き、それらの意見を地域協議会に提供することができる。
- 4 県が、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第10条に基づく居住支援協議会を組織したときは、当該協議会を、地域協議会とみなすものとする。

(要領の改正)

第41条 この要領の改正は、必要に応じて地域協議会の意見を聴いた上で行うこととする。

附則

(施行期日)

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、平成23年7月12日から施行し、平成23年4月1日から適用する。